

議案第80号

佐野市火葬場条例の制定について  
佐野市火葬場条例を次のように定めます。

令和5年6月2日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市火葬場条例

(設置)

第1条 公衆衛生その他公共の福祉を確保するため、火葬場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 火葬場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
佐野斎場	佐野市菫川町578番地1
葛生火葬場	佐野市あくど町3330番地

(事業)

第3条 火葬場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 火葬に関すること。
- (2) 火葬場の施設の提供に関すること。
- (3) 霊<sup>きゅう</sup>柩自動車の運行に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の設置の目的を達成するために必要な事業

(指定管理者による管理)

第4条 市長は、火葬場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者の業務)

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条各号に掲げる事業の実施に関すること。
- (2) 火葬場の施設及び附属設備等の利用の許可に関すること。
- (3) 火葬場の施設及び附属設備等の維持管理に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める業務  
(開場時間及び休場日)

第6条 火葬場の開場時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更することができる。

2 火葬場の休場日は、1月1日、1月2日及び友引に当たる日とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、これを変更し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(利用の許可)

第7条 別表に掲げる施設及び附属設備等(以下「利用許可施設等」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、火葬場の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

(利用の制限)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、火葬場の利用を許可しない。

(1) 火葬場の設置の目的に反するとき。

(2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(3) 火葬場の施設又は附属設備等(以下「施設等」という。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の管理上支障があるとき。

(特別の設備の設置等の禁止)

第9条 施設等を利用する者は、施設等に特別の設備を設置し、又は変更を加えてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第7条第2項及び前条の規定は、前項ただし書の許可について準用する。  
(物品販売等行為の禁止)

第10条 火葬場においては、物品等の販売又はあっせん、広告に関する物品の掲示又は配布、寄附の募集その他これらに類する行為(以下「物品販売等行為」という。)をしてはならない。ただし、指定管理者の許可を受けたときは、この限りでない。

2 第7条第2項及び第8条の規定は、前項ただし書の許可について準用す

る。

(許可事項の変更等)

第11条 第7条第1項、第9条第1項ただし書又は前条第1項ただし書の規定により許可を受けた事項を変更し、又は利用許可施設等の利用、施設等への特別の設備の設置若しくは施設等に対する変更（以下「特別の設備の設置等」という。）若しくは物品販売等行為を取り消そうとするときは、当該変更し、又は取り消そうとする行為の許可を受けた者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可（変更の許可に限る。）について準用する。

(目的外利用等の禁止)

第12条 第7条第1項、第9条第1項ただし書、第10条第1項ただし書又は前条第1項（変更に係る部分に限る。）の許可（以下「利用等の許可」という。）を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可を受けた目的以外に施設等を利用し、特別の設備の設置等をし、若しくは物品販売等行為をし、又は利用許可施設等の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用等の許可の取消し等)

第13条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合又は火葬場の管理上特に必要があるときは、利用等の許可に付した条件を変更し、利用許可施設等の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為を制限し、若しくは停止し、又は利用等の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により利用等の許可を受けたとき。

(3) 利用等の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生ずることがあっても、市及び指定管理者は、その責めを負わない。

(利用料金)

第14条 利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を受けて、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(利用料金の減免)

第15条 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を受けて、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(入場の制限)

第16条 指定管理者は、火葬場の入場者（以下「入場者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 火葬場の秩序を乱し、若しくは他の入場者に迷惑を及ぼし、又はこれらのおそれがあるとき。

(2) 施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。

(3) 指定管理者の指示に従わないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、火葬場の管理上支障があるとき。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、利用許可施設等の利用が終わったとき、又は第13条第1項の規定により利用許可施設等の利用、特別の設備の設置等若しくは物品販売等行為を停止され、若しくは利用等の許可を取り消されたときは、速やかに、許可を受けた施設等を原状に回復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。ただし、指定管理者の承認を受けたときは、この限りでない。

(損害賠償の義務)

第18条 利用者及び入場者は、故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに解散前の佐野地区衛生施設組合火葬場

条例（平成27年佐野地区衛生施設組合条例第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第14条関係）

区分		単位	利用料金	
			市民	市民以外
火葬炉	12歳以上	1体	無料	40,000円
	12歳未満	1体	無料	24,000円
	死産児	1体	無料	12,000円
	焼骨が発生する人体の一部	1件	無料	6,000円
	改葬遺体	1体	無料	18,000円
	胞衣及び産わい物	1件	無料	4,000円
待合室		2時間	3,000円	6,000円
特別ホール控室（待合室を利用する場合に限る。）		2時間	3,000円	6,000円
特別ホール		1回	20,000円	40,000円
霊安室		24時間	3,000円	6,000円
霊柩自動車		往復	5,000円	10,000円
		往路のみ	2,500円	5,000円

備考

- 1 この表において「市民」とは、次に掲げる要件のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 死亡者にあつては、その者の死亡時において市の住民基本台帳に記録されていたこと。
  - (2) 利用許可施設等を利用しようとする者にあつては、第7条の規定による許可を申請する日において市の住民基本台帳に記録されていること。
- 2 利用料金（火葬に係るものを除く。）の額には、消費税額及び地方消費税額の合計額に相当する額を含む。
- 3 特別ホール及び霊安室の利用については、佐野斎場に限る。

理 由

佐野地区衛生施設組合の解散に伴い、市が火葬場を設置するため本条例を制定したいので提案するものです。